

西村あさひ法律事務所

タイ個人データ保護法に基づく同意・通知に関する下位規則の内容と実務上の留意点

アジア/個人情報保護・データ保護規制ニューズレター

2023年2月6日号

執筆者:

E-mail✉ [村田 知信](#)E-mail✉ [田中 栄里花](#)

タイでは、2022年6月に個人データ保護法(以下「PDPA」という。)が施行される以前は、他のアジアの多くの国と同様に、一般的には個人データを処理するために本人の同意が必要であると解されているものの、同意の取得方法等に関する規制は存在しなかった。そのため、同意を取得することが可能な場合は考え得る様々な利用目的をまとめて通知した上で包括的な同意を取得しておく実務が通用していた。

本稿では、2022年9月7日に公布・施行された同意取得に関する下位規則(以下「同意ガイドライン」という。)及び通知について定める下位規則(以下「通知ガイドライン」という。)の概要を紹介するとともに、これらのガイドラインによって上記のような従前の実務がどのように影響を受けるのか等の留意点を検討する。

1. 同意ガイドラインの概要

PDPA上、管理者は、個人データを処理するために、データ主体からの同意、正当な利益等の複数の要件のうち1つの要件を満たす必要がある。そのため、個人データ処理のために常に同意が必要になるわけではなく、同意を取得せずとも個人データを処理可能な場合も明確に認められている。

同意ガイドラインは、管理者が個人データを処理するためにデータ主体から同意を取得し又は撤回する際に満たすべき要件を規定している。当該要件の概要は以下のとおりである。

- ・ 同意は、個人データの処理に先立ち、又は同時に取得されなければならない。
- ・ 同意は、データ主体により自発的かつ自由に行われたものでなければならない。また、契約締結前にデータ主体に同意を強制してはならず、サービス提供契約を締結する場合には、サービス提供と無関係な個人データの処理をサービス提供の条件としてはならない。
- ・ 同意を取得する際には、一般的で広範な目的ではなく、具体的な目的及び内容に対して取得しなければならない。複数の利用目的についてまとめて同意を取得することはできない。
- ・ 同意を求める際には、アクセスが容易かつ理解しやすい様式や文言を使用しなければならない。
- ・ 同意の取得は、商品の購入やサービス提供の一部となってはならず、契約書等の他の文書と明確に分離されていなければならない。
- ・ 同意は明示的に取得されなければならない。具体的には、同意書の提出、書面又はデータ主体の署名(又は電子署名)、チェックボックスのクリック、携帯電話のボタンの連続クリック、画面スワイプ等の方法が挙げられる。また、書面又は電子的方法により同意を取得することができない場合や、同意取得の要請が明示的になされたうえでボタンを押す又は口頭で確認する等、同意取得のための行動が明確になっている場合には、口頭による同意も明示的な取得として認められ得る。
- ・ 同意の撤回は当該同意が取得された際と同程度に容易に可能でなければならない。

2. 通知ガイドラインの概要

PDPA上、管理者は、個人データの取得の前又は取得の際に、データ主体が既知っている場合を除き、データ主体に対して一定の事項を通知する必要がある。通知ガイドラインでは、データ主体に対して通知を行う際に遵守すべき原則を大要以下のと

おり定めた上で、通知すべき事項を列挙している。

- ・ 個人データの収集前又は収集時にデータ主体に通知する個人データ処理の目的及び内容は、個人データの使用及び開示から生じる影響を特定するために必要であるため、容易に理解される形で通知されなければならない。
- ・ 通知される個人データ処理の目的及び内容は、限定的かつ明確でなければならない。管理者は、通知された範囲を超えて個人データを処理してはならない。
- ・ 管理者は、データ主体の同意がなくともデータ処理が可能な場合があることを認識し、必要な場合には上記のとおり目的等を分かりやすく明確に通知した上で同意を取得しなければならない。
- ・ 管理者は、正当な利益を根拠として個人データを処理する場合、データ主体の利益保護のために特別な考慮をする必要がある。

上記原則は PDPA に規定された内容・規制の趣旨を説明したものであり、通知すべき事項も PDPA 第 23 条に規定された通知事項とほぼ同様の内容が規定されている(第 23 条に規定された通知事項の内容については、[危機管理ニューズレター2020年6月30日号 タイにおける個人情報保護法\(PDPA\)の概要](#)の 9 項をご参照)。ただし、通知ガイドラインでは、PDPA 第 23 条には明記されていない「個人データの国外への送信又は移転の内容」が通知すべき事項として加えられていることに留意する必要がある。

また、通知ガイドラインは、通知の方法として、書面だけでなく、電子メール、SMS、電話、URL、QA コード等のあらゆる電子的方法を認めており、レイヤー方式(詳細を記載したリンクを挿入する方法)やダッシュボードを用いた通知等の、通知方法のサンプルも示している。

さらに、通知ガイドラインは、データ主体以外の情報源から個人データを収集する場合に適用される規制(データ主体に通知を行うことが困難な場合に実施すべき措置の内容等)についても解説をしている。この点につき、通知ガイドラインは、データ主体の同意や認識なしに個人データが使用・開示されることによるリスクや影響を防止するため、管理者が他の情報源から個人データを収集、使用、開示する前に、データ保護影響評価(Data Protection Impact Assessment)を実施し、個人データの使用や開示から生じ得るリスクを特定・評価することを推奨している(あくまで推奨に留まり義務付けているわけではないため、データ影響保護評価を実施しなくとも罰則等は受けないと考えられる)。

3. 実務上の留意点

上記のうち実務上特に重要なのは、同意ガイドラインにおいて、別の利用目的をまとめて包括的に同意を取得することができず、かつ、サービス提供と無関係の利用目的への同意をサービス提供の条件としてはならない、と規定されていることだと思われる。

オンラインサービスを例にとると、従前、タイや日本を含むアジア諸国では、プライバシーポリシーに、例えば①サービス提供のために必要な利用(問い合わせ対応等)、②当該サービス提供と無関係の利用目的(無関係のサービスに関するダイレクトマーケティングのための利用等)、③国外移転等の複数の利用目的・方法について記載し、当該プライバシーポリシーに対して包括的に同意することを求め、同意ボタンにチェックをしないとサービスを利用させない(サービスの申込みをさせない)ような実務が存在した(現在も存在する)。

しかし、上記 1.で述べた要件に鑑みれば、今後はそのような方法で取得された同意は無効とされるおそれがあることになる。実際、同意ガイドラインでは、画像編集アプリケーションを利用するために、GPS による位置情報の提供・利用に対する同意(画像編集とは無関係の利用目的)を利用条件とした場合、同意は自発的にしたものとはみなされず無効となる旨解説されている。これは EU の General Data Protection Regulation (GDPR)の同意に関するガイドラインに記載された事例解説をそのまま採用したものであり、この点について GDPR と同様の厳格な解釈が採用されていることを示すものと言える。

これらの同意ガイドラインの記載を踏まえれば、今後は上記①から③はそれぞれ別に同意のためのチェックボックスを設け、サービス提供に無関係の事項は同意しなくともサービス申込可能な仕様にする必要があると考えられる。しかし、実務上問題とな

るのは、そのような仕様を導入した場合、ユーザー(データ主体)から同意を得られる可能性が著しく下がるということである。個人データの処理に同意せずともサービスが利用できるのであれば、自発的に同意するインセンティブが発生しないことは容易に想像できるであろう。また、上記①のようなサービス提供のために必要な利用目的だけであれば、PDPA 上同意を取得せずとも個人データを処理することができるため、わざわざ同意を取得する意味は乏しい。

このように、PDPA 上データ主体が同意してくれる可能性が低い方法を採らないと有効な同意が取得できないというのでは、そもそも同意に依拠して個人データを処理するというモデルは PDPA 上ワークしにくいのではないかと、という疑問が出てくる。タイにおいても、今後は安易に同意に依拠するのではなく、まず同意を取得せずとも個人データを処理・国外移転できる法的構成や措置がないか確認することが重要になってくる可能性がある。

なお、GDPR の同意に関するガイドラインには、従業員の個人データは原則同意を根拠に処理すべきでない(任意性が認められない)旨や、適法性の根拠を事後的に変更してはならない旨が記載されているが、これらの点は PDPA の同意ガイドラインには明記されていない。PDPA の同意ガイドラインは明らかに GDPR の同意に関するガイドラインを参考にしているため、あえて記載が省かれていることをもって GDPR とは異なる解釈が採用されていると考える余地もあると思われる。当事務所はこのような論点を多数検討した経験があるため、ご不明点・ご質問等あればいつでもご連絡いただきたい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 